

SPAN パラメーターの取扱い

2019年1月
株式会社日本証券クリアリング機構

項 目	内 容	備 考
I 目的等	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、本取扱いにより、SPANにより証拠金を計算するために必要な変数等（以下「SPAN パラメーター」という。）について定める。 	
II 定期的に見直しを行う SPAN パラメーター	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、原則として商品グループごとに以下の SPAN パラメーターを定めることとし、毎週最終営業日に SPAN パラメーターの見直しを行い、当日中に清算参加者に通知する。変更が必要と認められる場合には、通知日の翌営業日に SPAN パラメーターの全部又は一部を変更する。 ただし、有価証券オプションのオプション対象有価証券に株式分割等が行われる場合又は市場の状況が急変した場合等で当社が特に必要と認めるときは、以下の SPAN パラメーターの全部又は一部を変更するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在休止中の取引については、SPAN パラメーターを定めない。 商品グループとは、原資産が同一の先物・オプション取引の銘柄で構成されるグループをいう。
1 プライス・スキャンレンジ	<ul style="list-style-type: none"> プライス・スキャンレンジは、以下のとおり定めるものとする。 <p>① 日経平均株価グループ、長期国債グループ及びダウ・ジョーンズ工業株平均株価（以下「NY ダウ」という。）グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社が指定するボラティリティ・インデックス（営業日率換算値。以下「VI」という。）を用いて算出した想定価格変動幅に X 円を乗じて得た額とする。 プライス・スキャンレンジの算出に用いる VI は、当社が SPAN パラメーターを算出する日（以下、「基準日」という。）における VI 又は基準日から起算して過去 5 営業日間の VI の平均値のうち小さい方の数値とする。ただし、当該数値が、基準日から起算して過去 250 営業日間の VI の平均値又は基準日から起算して過去 500 営業日間の VI の平均値のう 	<ul style="list-style-type: none"> 想定価格変動幅とは、原資産の価格変動が正規分布に従うという前提のもと、当該価格変動率の両側 99% をカバーするよう、当社が指定する数値に 2.58 を乗じて得た数値に基準日における直近の当該商品グループの原資産の終値を乗じて得た額（日

項 目	内 容	備 考
	<p>ち大きい方の数値を下回る場合は、当該大きい方の数値を用いることとする。</p> <p>② TOPIX グループ、JPX 日経インデックス 400 グループ、TOPIXCore30 グループ及び RN プライム指数グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が指定する VI に、日経平均株価の基準日から起算して過去 250 営業日におけるヒストリカル・ボラティリティに対する当該商品グループにおける原資産の基準日から起算して過去 250 営業日におけるヒストリカル・ボラティリティの比を乗じた数値（以下、「調整 VI」という。）を用いて算出した想定価格変動幅に X 円を乗じて得た額とする。 ・ プライス・スキャンレンジの算出に用いる調整 VI は、基準日における調整 VI 又は基準日から起算して過去 5 営業日間の調整 VI の平均値のうち小さい方の数値とする。ただし、当該数値が、基準日から起算して過去 250 営業日間の調整 VI の平均値又は基準日から起算して過去 500 営業日間の調整 VI の平均値のうち大きい方の数値を下回る場合は、当該大きい方の数値を用いることとする。 	<p>経平均株価グループについては 30 円、TOPIX グループについては 1.5 ポイント、長期国債グループについては 3 銭、JPX 日経インデックス 400 グループ、NY ダウグループ、RN プライム指数グループ及び TOPIXCore30 グループについては当該商品グループの先物取引の立会取引における呼値の単位の整数倍となるようにそれぞれ切り上げる。）をいう（以下同じ。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ X は、TOPIX グループ、TOPIX 配当指数グループ、TOPIX Core30 配当指数グループ、RN プライム指数グループ、日経平均ボラティリティー・インデックス（以下「日経平均 VI」という。）グループ、東証銀行業株価指数グループについては 10,000、日経平均株価グループ、東証マザーズ指数グループ、TOPIX Core30 グループ、日経平均・配当指数グループ及び東証 REIT 指数グループについては 1,000、JPX 日経インデックス 400 グループ、NY ダウグループ、台湾加権指数グループ及び FTSE 中国 50 グループについては 100、超長期国債グループ、長期国債グループ及び中期国債グループについては 1,000,000、各有価証券グループについてはオプション対象有価証券の売買単位とする。以下同じ。

項 目	内 容	備 考
	<p>③ ①、②以外の商品グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のa・bに掲げる各期間における当該商品グループの原資産の日々の価格変動率のうち、すべての取引日の99%（階級値換算、以下同じ。）の日をカバーできる価格変動率の中で最小の数値に基準日における直近の当該商品グループの原資産の終値を乗じて得た額（当該商品グループに属する先物取引が存在する場合は当該先物取引の立会取引の呼値の単位、有価証券グループの場合は基準日の当該有価証券グループの原資産の終値水準における呼値の単位の整数倍にそれぞれ切り上げる。）のうち大きい方の額にX円を乗じて得た額とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 基準日までの4週間 b 基準日までの54週間 ・ ただし、各々の商品グループについて、当該算出した額が適当でないと認められる場合には、当社がその都度定める期間において、基準日における当該商品グループの原資産の終値のY%（当該商品グループに属する先物取引の立会取引における呼値の単位の整数倍に切り上げる）にX円を乗じて得た額とする。 <p>上記①から③に定める方法により算出した各商品グループのプライス・スキャンレンジが市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又はオプション対象有価証券の新規上場日からオプション対象有価証券の選定日までの期間が54週間に満たない場合等には、当社がその都度定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格変動率とは、当日の原資産の終値と前日（休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。）の原資産の終値の差の絶対値を、前日の原資産の終値で除した数値をいう。 ・ プライス・スキャンレンジの水準が原資産の変動に対して明らかに低い場合などを想定。 ・ Y%については、別途通知する。

項 目	内 容	備 考
<p>2 ボラティリティ・スキャンレンジ</p>	<p>(注) 各商品グループにおける原資産及び原資産の終値は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指数先物取引及び指数オプション取引が属する商品グループ (原資産) 指数 (原資産の終値) 最終指数 ・ 国債先物取引、国債先物オプション取引及び配当指数先物取引が属する商品グループ (原資産) 先物中心限月 (原資産の終値) 先物中心限月の清算値段又は清算数値 ・ 有価証券オプション取引が属する商品グループ (原資産) オプション対象有価証券 (原資産の終値) オプション対象有価証券の最終値段 <p>・ ボラティリティ・スキャンレンジは、次の a・b に掲げる各期間における各商品グループの日々の基準ボラティリティの変動幅のうち、当該期間のすべての取引日の 99%の日をカバーできる基準ボラティリティの変動幅の中で最小の数値のうち大きい方の値とする。</p> <p>a 基準日までの 4 週間 b 基準日までの 54 週間</p> <p>ただし、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又はオプション対象有価証券の選定日までの期間の基準ボラティリティが 54 週間分算出できない場合等には、当社がその都度定める。</p> <p>(注) ボラティリティ・スキャンレンジの算出に用いる基準ボラティリティは、商品グループごとに、次の順位に基づき採用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該商品グループのオプション取引に係るインプライド・ボラティリティの平均値 ② ①のインプライド・ボラティリティを用いることができない、又は、用い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債先物取引に関しては、中心限月は、原則として立会における期先限月の取引高が期近限月の取引高を上回った場合に、その翌取引日から期先限月に交代するものとする（以下同じ。）。 ・ 配当指数先物取引に関しては、中心限月は、原則としてもっとも流動性の高いものとする（以下同じ。）。

項 目	内 容	備 考
<p>3 1 ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額</p>	<p>ることが適当でないと当社が認めた場合は、当該商品グループの原資産のヒストリカル・ボラティリティ</p> <p>③ ②において算出されたヒストリカル・ボラティリティを用いることが適当でないと当社が認めた場合は、当社がその都度定める値</p> <p>・ 1 ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額は、以下のとおり定めるものとする。</p> <p>① 各有価証券グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該有価証券グループのプライス・スキャンレンジの 10%に相当する額とする。 <p>② ①以外の商品グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の a・b に掲げる各期間における日々の当該商品グループに属する先物取引の限月取引間の価格差のうち、当該期間のすべての取引日の 99%の日をカバーできる価格差の中で最小の数値のうち大きい方の値に X 円を乗じて得た額とする。 <p style="margin-left: 40px;">a 基準日までの 4 週間</p> <p style="margin-left: 40px;">b 基準日までの 54 週間</p> <p>ただし、当該額が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又は新商品が上場される場合には、当社がその都度定める。</p> <p>(注) 先物取引の限月取引間の価格差とは、「直近限月取引の清算数値の変動幅」と「第 2 限月取引の清算数値の変動幅」の差の絶対値をいう。</p>	<p>・ 清算数値の変動幅とは、当該限月取引の当日の清算数値と前日の清算数値の差をいう。ただし、国債先物取引については、清算数値を清算値段と読み替えることとする（以下同じ。）。</p> <p>・ 「計算上の損益額」とは、一方の商品グループに属する先物取引の直近</p>

項 目	内 容	備 考
<p>4 商品間デルタ／スプレッド比率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が割引を認める商品間スプレッドに係る商品間デルタ／スプレッド比率は、以下のとおり定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 基準日までの 54 週間における商品間スプレッドを形成する一方の商品グループに属する先物取引の直近限月取引に係る日々の清算数値（先物取引が属さない商品グループについては、当該商品グループの原資産の終値）に X 円を乗じて得た額の合計を、他方の商品グループに属する先物取引の直近限月取引の日々の清算数値（先物取引が属さない商品グループについては、当該商品グループの原資産の終値）に X 円を乗じて得た額の合計で除した数値を計算する。 ② ①において計算した数値を勘案して商品間デルタ／スプレッド比率を定めることとする。 <p>ただし、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又は新商品が上場される場合には、当社がその都度定める。</p>	<p>限月取引を 1 単位（レンジ取引及びミニ取引が存在する商品グループについては、レンジ取引とする。先物取引が属さない商品グループについては、計算上、対象となる原資産の終値に X 円を乗じて得た額を 1 単位とする。以下同じ。）売り建て、かつ、他方の商品グループに属する先物取引の直近限月取引を 1 単位買い建てていた場合における計算上の損益額をいう。</p>

項 目	内 容	備 考
5 商品間スプレッド・クレジット・レート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が割引を認める商品間スプレッドにおける商品間スプレッド・クレジット・レートは、以下のとおり定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 基準日までの 54 週間について、1 組の商品間スプレッドを形成するポートフォリオの日々の計算上の損益額の絶対値を算出する。 ただし、商品間デルタ／スプレッド比率が 1 : 1 でない a : b (a < b) の商品間スプレッドを形成するポートフォリオの計算上の損益額を計算するときは、商品間デルタ／スプレッド比率が小さい方の商品グループの原資産を b/a 単位買い建てていたものとして計算する。 ② ①で算出した数値のうち、次の a・b に掲げる各期間のすべての取引日の 99% の日をカバーできる数値の中で最小の数値を求める。 <ol style="list-style-type: none"> a 基準日までの 4 週間 b 基準日までの 54 週間 ③ ②で求めた各期間の数値のうち大きい方の値を各商品グループのプライス・スキャンレンジの合計額で除し、当該除して得た数値を 1 から差し引いて得た数値を当該商品間スプレッドに係る商品間スプレッド・クレジット・レートとする。 ただし、商品間デルタ／スプレッド比率が 1 : 1 でない a : b (a < b) の商品間スプレッドを形成するポートフォリオにおける各商品グループのプライス・スキャンレンジの合計額を算出するときは、商品間デルタ／スプレッド比率が小さい方の商品グループのプライス・スキャンレンジを b/a 倍で調整することとする。 <p>ただし、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又は新商品が上場される場合には、当社がその都度定める。</p>	

項 目	内 容	備 考
6 売オプション1単位当たりの最低証拠金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売オプション1単位当たりの最低証拠金額は、基準日の原資産の終値に0.2%（長期国債グループについては、0.01%）にX円を乗じて得た相当額とする。 ただし、当該額が市場の状況等を勘案して適当でない認められる場合には、当社が適当と認める額を売オプション1単位当たりの最低証拠金額とする。 	
III その他の SPAN パラメーター 1 デルタ・ウェイト 2 スキャンリスクのシナリオ15及び16に関する変数 3 ティア 4 商品内デルタ／スプレッド比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、IIで定めるもののほか、以下のSPANパラメーターを定めるものとする。以下のSPANパラメーターについては定期的な見直しを行わないこととするが、当社が必要と認める場合には全部又は一部の変更を行うものとする。 ・ すべての商品グループに係るデルタ・ウェイトは以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① シナリオ1及び2は、0.135 ② シナリオ3、4、5及び6は、0.1085 ③ シナリオ7、8、9及び10は、0.0555 ④ シナリオ11、12、13及び14は、0.0185 ・ スキャンリスク額を算出する場合における16通りのシナリオ中、シナリオ15及び16に関しては、原資産価格が「3倍」変動し、ボラティリティが不変の場合の当該銘柄の予想損益額の「30%」の額を計算するものとする。 ・ すべての商品グループについて、ティアを設定しないこととする。 ・ すべての銘柄について、商品内デルタ／スプレッド比率は1：1とする。 	

項 目	内 容	備 考
<p>5 1 ネット・デルタ当たりの最終決済証拠金額</p> <p>6 当社が割引を認める商品間スプレッド並びに割引額の計算における処理順位</p> <p>7 デルタ・スケーリング係数</p> <p>8 当初／維持証拠金調整比率</p> <p>9 アカウント・タイプごとの調整係数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終決済証拠金額の割増計算については、すべての商品に対して行わない。 ・ 商品グループ間割引については、別紙のとおりとする。 ・ ミニ長期国債先物取引、ミニ TOPIX 先物取引、日経 225mini 及び JPX 日経インデックス 400 先物を除く全ての商品について、デルタ・スケーリング係数を1とする。 ・ ミニ長期国債先物取引、ミニ TOPIX 先物取引、日経 225mini 及び JPX 日経インデックス 400 先物について、デルタ・スケーリング係数を0.1とする。 ・ すべての商品又はアカウント・タイプ（ヘッジャー、スペキュレーター、会員）についての当初／維持証拠金調整比率を1とする。 ・ アカウント・タイプごとの調整係数は、すべて1とする。 	<p>東証 REIT 指数グループ、TOPIX 配当指数グループ、TOPIX Core30 配当指数グループ、日経平均・配当指数グループ及び日経平均 VI グループについては、当面の間、他の商品グループとの割引は認めないものとする。</p>
<p>IV SPAN パラメーターの臨時見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、原則として、以下の各商品グループにおける数値が、各商品グループに係るプライス・スキャンレンジ基準値（プライス・スキャンレンジをX円で除した値をいう。以下同じ。）の90%を超えた日（以下「判定日」という。）に、判定条件に該当した商品グループに係る SPAN パラメーターについて、当日を基準日として SPAN パラメーターの再計算を行い、変更が必要と認め 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時見直しの実施に当たっては、清算参加者に対して事前の通知を行う。 ・ 変更後のパラメーターに基づく証拠金の預託日は、判定日から起算して3

項 目	内 容	備 考
<p>1 臨時見直し後のプライス・スキャンレンジ</p>	<p>られた場合には、判定日の翌営業日に SPAN パラメーターの全部又は一部を臨時に変更する。</p> <p>① 日経平均株価グループ、TOPIX グループ及び JPX 日経インデックス 400 グループ 日経平均株価の終値の前日比（当日の日経平均株価の終値と前日の日経平均株価の終値の差の絶対値）又は TOPIX の終値の前日比（当日の TOPIX の終値と前日の TOPIX の終値の差の絶対値）</p> <p>② 東証 REIT 指数グループ 東証 REIT 指数の終値の前日比（当日の東証 REIT 指数の終値と前日の東証 REIT 指数の終値の差の絶対値）</p> <p>③ 長期国債グループ 長期国債先物取引における中心限月の清算値段の前日比（当日の中心限月の清算値段と前日の中心限月の清算値段の差の絶対値）</p> <p>④ 日経平均 VI グループ 日経平均 VI の終値の前日比（当日の日経平均 VI の終値と前日の日経平均 VI の終値の差の絶対値）</p> <p>⑤ TOPIX 配当指数グループ、TOPIXCore30 配当指数グループ及び日経平均・配当指数グループ 日経平均・配当指数グループに属する先物取引における中心限月の清算数値の前日比（当日の中心限月の清算数値と前日の中心限月の清算数値の差の絶対値）</p> <p>・ 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。</p> <p>ただし、上記のいずれの商品グループについても、臨時見直し前の数値と比較して見直し後の数値が小さい場合には、数値の変更を行わない。また、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと思われる場合は、当社が適当と</p>	<p>営業日目の日となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週の最終営業日においては、SPAN パラメーターの判定を実施しない。 ・ 日経平均株価グループ及び TOPIX グループについては、いずれかの商品グループにて条件に該当した場合に、当該各商品グループ及び JPX 日経インデックス 400 グループに係る SPAN パラメーターの見直しを併せて行う。 ・ TOPIX 配当指数グループ、TOPIXCore30 配当指数グループ及び日経平均・配当指数グループについては、日経平均・配当指数グループにて判定条件に該当した場合に、これらの各商品グループに係る SPAN パラメーターの再計算を併せて行う。

項 目	内 容	備 考
<p>2 臨時見直し後のボラティリティ・スキャンレンジ</p> <p>3 臨時見直し後の1 ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額</p> <p>4 臨時見直し後の売オプション1 単位当たりの最低証拠金額</p>	<p>認める数値をプライス・スキャンレンジとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。 <p>ただし、臨時見直し前の数値と比較して見直し後の数値が小さい場合には、数値の変更を行わない。また、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社が適当と認める数値をボラティリティ・スキャンレンジとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。 <p>ただし、上記のいずれの商品グループについても、臨時見直し前の額と比較して見直し後の割増額が小さい場合には、割増額の変更を行わない。また、当該割増額が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社が適当と認める額を1 ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。 <p>ただし、臨時見直し前の金額と比較して見直し後の金額が小さい場合には、金額の変更を行わない。また、当該額が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社が適当と認める額を売オプション1 単位当たりの最低証拠金額とする。</p>	
<p>V その他 SPAN パラメーター変更の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、SPAN パラメーターの全部又は一部を変更する場合には、当該変更前にその内容を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> SPAN パラメーターの変更に関する公表は、当社ホームページへの掲載等により行う。

(注) SPAN®とは、Chicago Mercantile Exchange (CME) に登録された商標であり、当社はその使用を許諾されている。CME は、いかなる者もしくは団体による SPAN®の使用について一切の責任を負わない。

国債グループ群		
処理順位	商品グループの組み合わせ	
1	超長期国債グループ	長期国債グループ
2	長期国債グループ	中期国債グループ
3	超長期国債グループ	中期国債グループ

指数グループ群		
処理順位	商品グループの組み合わせ	
1	日経平均株価グループ	TOPIX グループ
2	日経平均株価グループ	JPX 日経インデックス 400 グループ
3	日経平均株価グループ	TOPIX Core30 グループ
4	日経平均株価グループ	ラッセル/野村プライムインデックスグループ
5	TOPIX グループ	JPX 日経インデックス 400 グループ
6	TOPIX グループ	TOPIX Core30 グループ
7	TOPIX グループ	ラッセル/野村プライムインデックスグループ
8	JPX 日経インデックス 400 グループ	TOPIX Core30 グループ
9	JPX 日経インデックス 400 グループ	ラッセル/野村プライムインデックスグループ
10	TOPIX Core30 グループ	ラッセル/野村プライムインデックスグループ
11	日経平均株価グループ	東証銀行業株価指数グループ
12	TOPIX グループ	東証銀行業株価指数グループ
13	JPX 日経インデックス 400 グループ	東証銀行業株価指数グループ
14	TOPIX Core30 グループ	東証銀行業株価指数グループ
15	ラッセル/野村プライムインデックスグループ	東証銀行業株価指数グループ
16	日経平均株価グループ	東証マザーズ指数グループ
17	TOPIX グループ	東証マザーズ指数グループ
18	JPX 日経インデックス 400 グループ	東証マザーズ指数グループ

指数グループ群		
処理順位	商品グループの組み合わせ	
19	TOPIX Core30 グループ	東証マザーズ指数グループ
20	ラッセル/野村プライムインデックスグループ	東証マザーズ指数グループ
21	東証銀行業株価指数グループ	東証マザーズ指数グループ
22	日経平均株価グループ	ダウ・ジョーンズ工業株平均株価グループ
23	TOPIX グループ	ダウ・ジョーンズ工業株平均株価グループ
24	JPX 日経インデックス 400 グループ	ダウ・ジョーンズ工業株平均株価グループ
25	TOPIX Core30 グループ	ダウ・ジョーンズ工業株平均株価グループ
26	ラッセル/野村プライムインデックスグループ	ダウ・ジョーンズ工業株平均株価グループ
27	東証銀行業株価指数グループ	ダウ・ジョーンズ工業株平均株価グループ
28	東証マザーズ指数グループ	ダウ・ジョーンズ工業株平均株価グループ
29	日経平均株価グループ	台湾加権指数グループ
30	TOPIX グループ	台湾加権指数グループ
31	JPX 日経インデックス 400 グループ	台湾加権指数グループ
32	TOPIX Core30 グループ	台湾加権指数グループ
33	ラッセル/野村プライムインデックスグループ	台湾加権指数グループ
34	東証銀行業株価指数グループ	台湾加権指数グループ
35	東証マザーズ指数グループ	台湾加権指数グループ
36	ダウ・ジョーンズ工業株平均株価グループ	台湾加権指数グループ
37	日経平均株価グループ	FTSE 中国 50 グループ
38	TOPIX グループ	FTSE 中国 50 グループ
39	JPX 日経インデックス 400 グループ	FTSE 中国 50 グループ
40	TOPIX Core30 グループ	FTSE 中国 50 グループ
41	ラッセル/野村プライムインデックスグループ	FTSE 中国 50 グループ
42	東証銀行業株価指数グループ	FTSE 中国 50 グループ
43	東証マザーズ指数グループ	FTSE 中国 50 グループ
44	ダウ・ジョーンズ工業株平均株価グループ	FTSE 中国 50 グループ
45	台湾加権指数グループ	FTSE 中国 50 グループ